令和元年 第6回 教育委員会定例会会議録

令和元年6月11日(火) 港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2522号 令和元年第6回定例会

新宮弘章

日 時 令和元年6月11日(火) 午前10時00分 開会 場 所 教育委員会室

「出席者」	教	育 長	青	木	康	平
	教育長職	战務代理者	田	谷	克	裕
	委	員	山	内	慶	太
	委	員	薩	田	知	子
	委	昌	中	村		博

「説明のため出席した事務局職員」 教育推進部長

 学校教育部長
 堀
 二三雄

 教育長室長
 村山正一

 教育企画担当課長
 加藤 豊

 生涯学習スポーツ振興課長
 木下典子

 図書文化財課長
 佐々木貴浩

 学校施設担当課長
 伊藤太一

「欠席した事務局職員」 教育指導課長 松田芳明

 「書 記」
 教 育 総 務 係 長
 佐 京 良 江

 教 育 総 務 係
 藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について 日程第2 協議事項
- 1 港区図書館管理運営体制の見直しについて(案) 日程第3 教育長報告事項
 - 1 パーソナルコンピューターの購入について
 - 2 港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第6回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、松田教育指導課長が公務のため、遅れて出席するとの連絡を受けておりますので、ご承知おきください。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

- **〇教育長** 日程に入ります。
 - 本日の署名委員は、中村委員にお願いいたします。
- 〇中村委員 分かりました。
- ○教育長 お願いします。

日程第1 審議事項

- 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- **○教育長** 日程第1、審議事項に入ります。議案第40号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。
- **〇図書文化財課長** それでは議案第40号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」を本 日の資料、議案資料ナンバー1を用いて説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧いただければと思います。「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」 でございますが、今回は「港区と考古学」を開催させていただこうと思っております。その観覧料 を下記のとおり決めていただきたいと思ってございます。

今回、伊皿子貝塚の現地調査が終了して40年の節目を迎えるということで、考古学の歴史とそのデータを公開したいと思っていまして、その際、今回初めての策としては来館者促進策として、開催期間前から観覧券を販売したいと思ってございます。その効果につきましては、企業の福利厚生など、そういった活用などが想定されると考えてございます。

特別展は、先程も説明したとおり「港区と考古学」でございます。期間につきましては、今年の7月20日から9月23日までの間で、展示替えのための特別な休室ということで、8月19日から8月23日の間を考えてございます。

観覧料につきましては、特別展のみ観覧する場合は大人400円、小中学校・高校生で区内の関係であれば200円。常設展と同時に購入した場合は大人300円ということで、常設展が300円になっておりますので600円になります。小中高生は、100円と予定しております。

常設展と同時に購入した場合は、7月1日より販売開始を考えておりまして、7月1日から7月19日の間は大人200円で販売させていただこうと思ってございます。裏面にありますとおり参考として、セット券につきましては一番下の方に書いてございますが、大人一般のところで500円というセットになってございます。

説明は以上です。

〇教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第40号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第40号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

- 1 港区立図書館管理運営体制の見直しについて(案)
- **○教育長** 日程第2、協議事項に入ります。「港区立図書館管理運営体制の見直しについて(案)」 の説明をお願いします。
- **〇図書文化財課長** それでは本日付の資料ですけれども、協議資料ナンバー1をご覧いただければ と思います。「港区立図書館管理運営体制の見直しについて(案)」でございます。

内容としましては、新三田図書館の開設に合わせまして、図書文化財課と区立図書館の役割と業務を整理しまして、みなと図書館に指定管理者制度を導入したいと考えてございます。

「これまでの経緯」でございますが、教育委員会では、平成21年度から図書館の開館日や開館時間の拡大等の対応や民間ノウハウの活用ということで、魅力的なサービスにしたいということで指定管理者制度を導入してございます。今は5館1分室に指定管理者制度を導入しているところでございます。みなと図書館のみが、直営で運営をしているという状況になってございます。

その際、この図の中の平成20年の2月に庁議の了承がございまして、図書館6館に指定管理者制度を導入しますということですけれども、みなと図書館と麻布図書館の2館につきましては、改築後の規模であったり事業内容等が不透明であることから、改築の終了時期等を勘案して、適切な時期を決定しますと定めておりまして、それが新三田図書館の改築が行われて整備が終わったことで、この状況が明らかになるというところで、こういった時期に指定管理者制度を導入していきたいと考えているところでございます。

2番目としましては、「現状と課題」ということで、ただいま説明させていただいたとおり、現在みなと図書館のみが直営館として、一部窓口については委託等で運営をしているという状況で、そのほかの5館1分室は、指定管理者により管理運営をしています。

次、2ページに行きまして、みなと図書館(図書文化財課)が担っている事業でございます。

こちらは何を言いますかというと、みなと図書館は図書文化財課の職員が、みなと図書館の職員 を充て職で兼ねています。みなと図書館の職員、少し分かりづらいのですが、みなと図書館の職務 規定の中で「みなと図書館長はこういった仕事をします」ということが規定をされているのが、こ の表の2個目のところで「中央館的機能」と書いてあるところです。複雑なのですけれども、これ を担うのが図書文化財課と、こういった複雑な規定の仕方になっているところです。

そういったところで、図書文化財課が本来やるべき業務と港区がやるべき業務とみなと図書館長が担っている業務と、普通の図書館の業務と、あと、みなと図書館にある諸室と言いますか、例えば貴重本とかの保管をする特別な書庫であったり、声の図書とかを録音するブースであったり、全図書館の中で一カ所しかないものについて、そういったものの機能については諸室を活用する業務というのを大きく四つに分けて、整備をさせていただきました。

課題としては今、例えば、指定管理者から提案された事業を区立図書館で行う際は、直営のみ、 直営のみなと図書館が実施する調整をしなければいけなかったり、意思決定であったり予算の確保 等を区が行うことから、指定管理者と区の調整等が必要であって、サービスの提供開始まで時間を 要したり、さまざまな調整が必要で複雑になっているというような状況でございます。

また、みなと図書館の指定管理者制度を導入する際には、図書文化財課が担う業務と指定管理者が担う業務を明確に整備する必要がございます。

3番目ですけれども、「見直しの基本的な考え方」でございます。

新三田図書館の開設に伴いまして、6 館 1 分室に導入をしていきたいと考えておりまして、簡素で効率的な管理運営体制としたいと考えてございます。

その際に、みなと図書館の運営としましては、区直営の中央館としての役割を終え、指定管理者制度を導入した地域図書館として長期運営をしていきたいと考えてございます。

新三田図書館の運営につきましては、併設される産業振興センター等との連携ができるような形であったり、先程も説明させていただきました、貴重本の保管庫の機能であったり、声の図書の録音ブースなど、そういった拠点施設の機能を生かした事業を展開するなど、そういった役割を担うような運営を考えてございます。

図書文化財課が担うべき業務ですけれども、図書館が利用者に継続的かつ安定的なサービスを提供していくために必要な図書館の設置及び運営上の望ましい基準ということで、文部科学省の方から平成24年12月19日付で告示が出てございます。それに基づく業務の中には、みなと図書館長が担っている中央館的機能も含まれているので、今後、図書文化財課が担うべき業務として、整備したいと考えてございます。

次ページに行きまして、その内容をまとめたものを大きく7点記載させていただいております。 その下には図書館の設置及び運営上の望ましい基準について、抜粋したものを参考として載せさせていただいております。

業務の整理イメージですけれども、現状は、みなと図書館、図書文化財課のところで、先程説明させていただいた四つの機能がありますけれども、見直し後の表も見ていただければと思いますが、図書文化財課業務は引き続き図書文化財課が行政として担います。みなと図書館長が担っていた中央館的機能については、今後、図書文化財課が担うべき業務として、先程、上の表のようにまとめさせていただいた業務などを図書文化財課が実施をします。

みなと図書館につきましては、地域館の業務はそのまま残りますので、そのまま指定管理業務と

して、運営をお願いしていきたいと考えてございます。

あと、諸室の機能につきましては、三田図書館の方に充実、整備されるということで、三田図書館の方に役割を移しまして、こちらについて、指定管理者は港区ということになってございます。

管理運営体制につきましては、左側が現状でございまして、右側の方に行きまして全ての図書館 が指定管理者制度で一体的な運営をしております。

あと、新三田図書館と、みなと図書館の名称については、今後決定をしていきたいと考えてございます。

続きまして、見直しの効果ですけれども、こちらは行政機能と民間手法の相互の強みを生かした 図書館運営ということで、区は区の行政的な強みをちゃんと機能させるということと、民間のノウ ハウや発想力を生かしたノウハウ等を両輪のように動かして、効果的で効率的な運営をしていきた いと考えているところでございます。

2番目として、柔軟で効率的な対応ができる運営体制ということで、これまで複雑だった指定管理者が、例えばこういった事業をやりたいというときに、これまで調整等が複雑だった全館統一のPRイベントなども迅速に、かつ一体的に提供できる体制が整うと考えてございます。

今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

〇教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

全体的に分かりにくいです。今までこういう経過、現状、課題があって、それに対して例えば課題が二つあれば一つに対してはこういう対応を、二つ目はこういう対応という資料構成になっていないので、説明を聞いていても分かりにくいです。もう一回整理しないと、判断しにくいと思います。

例えば、「みなと図書館長が担っている中央館的機能」は、中央館的機能を職務規定に基づいて、 みなと図書館長がやっているということにしているのであって、理解しにくくなってしまいます。 まして、その部分について2ページの(3)で、文科省の告示に基づく業務は、みなと図書館長が 担っている「中央館的機能」を含んでおり、それを今後、「図書文化財課が担うべき業務」として 整理しますとなっており、何をここで言いたいのか分からない。

それから、誤解を招くような表現があります。 1ページ目の1の「これまでの経緯」で時系列にまとめたところの平成20年2月の記載の下から3行目にある「事業内容等が不透明である」という部分ですが、事業内容は透明であるはずです。この記載だと、よく分からない事業を現在行っているという印象になってしまいます。

だから、言葉の使い方をもう少し適切にしないと、誤解を招きますし、理解が進まないと思います。

また、根本的な点ですが、平成20年2月に庁議で了承して、みなと図書館についても指定管理 者を入れるということになっているはずです。そうであれば、庁議内容に指定管理者制度を導入す ることは決まっており、その導入時期をいつにするかということではないのですか。 何を教育委員会で協議してもらいたいのか、明確ではないので分からないと思います。もう一回、こういうことをここで協議してもらいたいという点を明確にした上で、今までこうやってきましたが、課題はこれとこれです。一つの課題に対しては、こういう対応をします。もう一つは、こういう対応をしますという形で説明してくれますか。

○図書文化財課長 今回はまず、新三田図書館の開設時に合わせて、この時期にみなと図書館に指定管理者制度を導入したいと考えております。こちらの表にあります事業内容等、改築後の規模であったり、事業内容等が先程不明確であるということは、、平成20年2月の当時の記載をそのままさせていただいておりましたから、そういった記載となっております。

ただ、その当時については、先が見通せなかったので、いつになるか分からないということでしたけれども、今回、新三田図書館の開設時に、みなと図書館に指定管理者制度を導入したいということで考えてございます。

今、課題として上げられているのは、一体的な運営になっていないということがあります。 指定管理者制度と直営の制度が二つ入り混じっているところがありまして、その調整であったり、 一体的なサービスを提供するということが難しいと考えておりまして、その部分については一体的 な運営をしていきたいと考えております。それを行うためには、まず、みなと図書館で今行われて いる業務に関してちゃんと整理をした上で、誰がどの役割を担うのかということをちゃんと分けた いと考えておりまして、今、四つの機能として、表として分けさせていただいたところでございま す。

この役割を各主体として、区が引き続き担うものと指定管理者が担うもの。また、指定管理者が 担う中でも、みなと図書館で行うものと、新しい新三田図書館で行うものということで役割の分担 をしていきたいと考えていますというような内容になってございます。

そういった一体的な運営をする中で、やはり気をつけなければいけないのは、国からも言われているようなところです。継続的に公共図書館としての役割をちゃんと提供するためには、事業の継続的かつ安定的な実施の確保であったり、事業の水準の維持及び向上であったりということが重要になってくるということで定められておりますので、そういった趣旨に沿った内容で、現在みなと図書館長が担う業務として書かせていただいている、職務規定に記載をさせていただいているのですけれども、それはイコール「中央館的機能」ということで考えておりまして、その部分も含めて、ちゃんとその告示の内容に沿っているかどうかの確認をさせていただいたところです。

今、そういった業務分け、規定の中で問題はないだろうというところで、業務の整理イメージと、 管理運営体制を行うことで整理をさせていただいたものでございます。

最終的には、民間と我々行政の強みを生かした一体的な運営、効果的な運営ができれば一番いいだろうということで、新三田図書館の改築時期にあわせて、みなと図書館に指定管理者を導入したいと考えましたという、そういった文章になってございます。

説明がうまくできておりませんで、申し訳ございません。

また、そういった流れについては、資料につきまして、再度また分かりやすい内容であったり、

流れであったり、見直した中で、この中にまとめたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

- **〇教育長** 要は今まで、行政として行うべき図書館の本来業務が、みなと図書館の中で行われていて、それを切り離すということですよね。それが3ページの「業務の整理イメージ」ですね。
- 〇図書文化財課長 そうです。
- **〇教育長** そうすると、今後、図書文化財課が担うべき業務を、なぜ指定管理者にさせられないのですか。
- **○図書文化財課長** こちらにつきましては、例えば、行政計画であったり、そういったものが図書 文化財課の案と、指定管理の管理であったり、そういった業務は図書文化財課の業務であり、やは りそれは行政が責任を持って担うべきだと考えております。

また今後、図書文化財課が担うべき業務につきましては、これまで図書館の貸し出しの基準であったり資料の保存をどういうふうにしていくかという考え方の部分については、これまでも、みなと図書館が中央館として実施をしてきたのですけれども、やはり文科省の告示等を確認したところ、やはりそれも責任を持ってやるべきだということで、ここに記載もされておりますし、我々としてもそういったものは責任を持ってやるべきだということで、こういった業務のところに書いてございます。

- **〇教育長** 一番重要なところなので確認しますが、「やるべき」というのは、やらなくてもいいというものも入ります。「やらなければならない」というのであれば、今言ったとおりです。そこはきちんと文科省はどういうふうに言っているのか、説明してもらえますか。
- **○図書文化財課長** こちらの告示も「望ましい基準」となっておりますので、「やるべき」という 状況で記載をされておりまして、その内容を確認した段階で、我々としてもやはりこれは責任を持 ってやるべきだと考えていて、こういった記載にさせていただいております。
- **〇教育長** 一番重要な点ですが、「望ましくないことをやる」という意味ではなくて、「よりいい」 という意味の望ましいではないのですか。
- **○図書文化財課長** これまで図書館を運営してきまして、区民の財産である図書館資料などを永き にわたって保存をする業務にも携わってきております。将来にわたって行政として、そういった文書を保管したり、そういった資料を提供していくということは、我々行政が責任を持ってやるべき というか、やっていく必要があると考えておりますので、そういった方向で整理をさせていただきました。
- **〇教育長** それでは説明になっていないと思います。港区として仮に指定管理にやらせた場合、こういうことも起こり得るので、区としてはこういう判断をしましたという、そこの部分が重要なところです。
- **〇図書文化財課長** どちらにするかというときに、我々としても色々な自治体の導入事業を調べさせていただきました。図書の購入の際に色々なトラブルがあったり、問題があったりということで、

やはり指定管理者に丸投げという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんけれども、資料の選定から全て依頼をしたところ、不適正な資料収集などがあった事例もございました。また、システム等の管理運営においても、やはりちゃんとした管理運営がされていないという事例が結構あり、そういったものも、我々としては確認をさせていただいております。

そういったさまざまな問題がある状況につきましては、やはり我々が行政として責任を持ってやることが必要だという考え方に基づき、立ち位置から今回の資料を作成させていただいています。

- **〇教育長** 区としてこういう判断、教育委員会としてこういう判断に基づき、この体制でやりたいと言わないとだめだと思います。
- **〇図書文化財課長** そういうふうに記載をして出させていただきたいと思います。
- **〇教育長** 皆さん、いかがでしょうか。
- **〇中村委員** これ、ちょっと質問になってしまうのですけれども、平成20年2月の庁議了承のときに、民間に委託する指定管理者制度の導入を庁議で決定されたのは、ここに書いてある四つの図書館、三田、赤坂、高輪、港南。これが翌年の4月から導入するということは決まった。ほかの2館については、これは「導入時期を決定します」と書いてあるのですけれども、導入することは決められたのですか、さっきちょっと教育長からも話がありましたけれども。またそのときに、然るべき時期に来たら導入するかどうかを決めましょうということで決定だったのか。どっちだったのですか。
- ○図書文化財課長 平成20年の2月の庁議了承の内容につきましては、基本的には6館全てに指定管理者制度を導入しますというところが決定されて了承されておりまして、その中で4館についてはすぐ、平成21年4月からできるという判断がありました。ただ、残りの2館につきましては、この※印のところの記載になりますけれども、改築後の規模、事業内容等が不透明。平成20年の2月の段階でそういった状況があったので、改築の終了時期と勘案して適切な時期に決定しますということで、その段階でこの内容に決定をしている。
- **〇中村委員** 分かりました。では導入は決まっていたということですね。
- **〇図書文化財課長** 決まっておりました。
- 〇中村委員 分かりました。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **〇山内委員** いくつか確認をさせてください。まず先程、課題として具体的な運営になっていないということがありましたけれども、おそらくそれは、中央図書館と他の図書館の間の運営において一体的な運営がうまくできていないということだと思うのですが、一方で中央図書館として見たときは、そこで全部を委託しないで済むことで、より一体的な運営ができていたのかもしれないと思います。

今度、そういう意味で言うと、一体的な運営といっても全館の間での一体的運営と、中央図書館の中での一体的運営と二つの視点があると思うのですけれども、そういう意味では、それぞれのメリット、デメリットというものを丁寧に見る必要があると思います。その点について、どういうふ

うに考えていらっしゃるかをご説明いただきたいと思います。

○図書文化財課長 こちらの一体的な運営ということは、念頭には、そもそも指定管理者制度を導入する際に民間のノウハウを活用すると言ったときに、指定管理者側から提案をされた、例えば、水濡れ防止キャンペーンみたいな形で、図書館で本を返すときに、そういう時期は濡れないようにしましょうというものをPRしていただく。そのときに、指定管理者側でさまざまな準備をしているのですけれども、中央図書館、みなと図書館だけそういったものが用意されない。その都度、別に我々としては違う形で水濡れ防止キャンペーンをやっていかなければいけないとか、色々な一体的なサービスの提供ができていなかったとか、あとは実は、各キャラクターが各地域図書館にはついて、みなと図書館にはキャラクターは実はいません。それは、指定管理者側が、図書館は色々な形でPRをしていく中でキャラクターがいた方がいいでしょうということでつくっているのですけれども、中央図書館にはないといったような形で違いが出てきている。

そういった民間のノウハウを活用する中で、なかなか中央図書館、みなと図書館の方でそういったサービスの展開が難かしいというのがあったという意味合いで、この記載をさせていただいています。

確かに中央図書館の方に合わせて一体的にというやり方もあれば、方法論としては両方あると思っておりますけれども、今のこれまでの決めた流れ、民間のノウハウを活用するよという中では、そういった課題が出ているので、さらにその活用をするためには、どういうふうにするのだという視点でここを書かせていただきました。

以上です。

〇山内委員 そうすると、中央図書館として、そこの中で図書文化財課がする役割と、それから委 託業者がする役割のところというのは、そこでの何て言うか、連携というか、その点はあまり心配 ないという理解でいいのですか。

○図書文化財課長 今までも中央図書館というよりは、図書文化財課と指定管理者側ということで、 定期的に情報交換をしたり共有をしたりということでずっとやっておりまして、そこはとりあえず その線でと思ってございます。

〇山内委員 では、もう一つ質問ですけれども、基本的に現場の図書館業務は民間の業者に、指定管理者に任せるという形だと思いますが、一方で、例えばここにある地域図書館業務にしても、あるいは拠点施設の機能を活用した業務にしても、任せっ切りになるとブラックボックスになってきて、内容がだんだん把握し切れなくなったり、せめて中央図書館だけでも直接管理することで現場の様子がよく見えるという面もあると思います。それをどうブラックボックスにしないようにするかという課題についてはどうお考えかということと、もう一つ、やはり安定した運営というときに、先程、継続性ということがありましたけれども、図書資料の選定とか除籍とか、それの安定した、最も重要な図書資料をきちんと長期に継続して持ち続ける。そして、それを丁寧に活用するということについて、ある意味で指定管理者任せになるというと、非常に不安が出てくる訳です。

ここで、図書文化財課が担う業務としては、そういうことについて選定、除籍、受け入れの決定

等々の統括は図書文化財課が行うと書いていますけれども、統括の程度によって実は蔵書の安定した管理の程度というのが変わってくると思うのですけれども、そこをどうお考えかというのもあわせてお聞きしたいと思います。

○図書文化財課長 全て決定している訳ではないですが、今の図書文化財課としての考え方としては、確かにブラックボックス化するのが一番だめだと思っておりますので、どういうふうに管理をしていくのかというのは重要だと思っています。

先程、選書とか除籍とかというものも、ただ指針をつくっただけであとはそれでいいかというと、 実は違うと思っています。各館が責任を持って、例えば選書をしたり、除籍をしたリストを出して きたときに、我々はその中で中央セクションみたいな形で、全員集まった中で、これはどうしよう かと全体をちゃんと見ていく必要があるのかなと考えています。

もちろん除籍をする際も「これは何冊あって、こういう状況だから捨てていいでしょう」というような、ちゃんと各館が集まった中で、専門的な知識を持ち、司書の資格を持った図書文化財課の職員が、そこをちゃんとチェックできるような体制を取っていくべきだと思っています。そういったかかわり方について、しっかりと安定的、継続的にそういったことができるような仕組みというのを具体的にまた今後、検討していきたいと思っています。

- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **○薩田委員** 今までの、みなと図書館が、ほかの館と違うなということは、今度それはなくなりクリアになりますということですけれども、今度、新三田図書館ができ、拠点を移した場合、みなと図書館であった状況は全くなくなるのでしょうか。またそこで課題というのが出てくる可能性というのはあるのですか。
- **〇図書文化財課長** 新しい図書館については整備計画の段階から、どういう諸室を準備して、どういうふうに活用していくのだということを想定しながら実は整備しておりますので、そういったものを想定して管理運営体制が組まれると考えてございます。
- **○薩田委員** では、心配は今のところはないと。分かりました。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

いずれにしても、この説明資料を含めて、もう少し分かりやすくしてほしいと思います。今回は 協議だけれども、それぞれの委員からいただいたように、ポイントは業務整理のイメージだと思い ます。こういうふうになりますという。今までは、こういうメリット、デメリットがありますが、 見直し後はこういうメリット、デメリットがあるので、こういう見直しをしますという説明が必要 だと思います。

先程の山内委員の質問に、直営でやっているみなと図書館と、他の指定管理でやっている図書館の間に一体性が生まれないという例示として、キャラクターや指定管理者のアイデアができないと言ったけれども、みなと図書館でもやればいいのではないですか。それができないことで一体性がないというのはちょっと違うと思います。良いアイデアであれば、それは指定管理者のアイデアだから直営では使えませんということではないと思います。

- **〇図書文化財課長** 調整に時間がかかったりするということです。
- **〇教育長** 調整に時間がかかっても、やればいいのではないですか。そうしないと、一体性が保てないということになってしまいます。 だから、やはり根本的なところの一体性がない、それはこういうことでという説明がなされていないのではないですか。そこの点も明確に分かるように、資料調整してくれますか。
- **〇図書文化財課長** 分かりました。
- **〇教育長** それは教育推進部長と一緒にやってくれますか。 では、この案件はよろしいですか。
- **〇山内委員** 今のご指摘を伺っていて、もう一つ。やはり、さっきの説明された例などを見ていると、要は、みなと図書館において区の職員、それから指定管理者の職員との間でのコミュニケーションが十分にとり切れてないということなのだと思います。でも、そのことというのは、実はこの枠組みを変えるだけで解消するものではなくて、先程、蔵書の計画とか、それをどう維持するかという質問をしましたけれども、例えば、そういう図書文化財課が担う重要な統括の業務にしても、それと指定管理者の間のコミュニケーションが悪ければ、統括しているつもりでも勝手な除籍とか廃棄だって起こり得る訳です。

ですから、そういう意味では、そのコミュニケーションの関係を改めるということは、今度、図書文化財と現場の図書館の業務を分けるにしても、起こらないためにどうするのかというところまで考えておかれた方がいいと思います。

そこら辺も、ぜひよろしくお願いします。

- **〇図書文化財課長** 了解しました。
- **〇教育長** よろしいですか。それでは、この案件は以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

- 1 パーソナルコンピューターの購入について
- **○教育長** 日程第3、教育長報告事項に入ります。「パーソナルコンピューターの購入について」 説明をお願いします。
- **○学校教育部長** それでは、タブレットのフォルダ、03をご覧ください。「パーソナルコンピューターの購入について」です。

報告内容でございますけれども港区学校情報化アクションプランの施策に基づき、区立幼稚園、 小・中学校に配置するパーソナルコンピューターを購入するものでございます。

あと、あわせて机上配布、入札時に仕様書として使った資料も机上に置かせていただきましたので、参考にご覧いただきたいと思います。

それから、2ページの方には、購入場所の一覧を掲載してございます。

今回、平成25年度に購入しましたパソコン954台を老朽化により更新のため、Windows10の機種に変更するものでございます。なお、今回6年間使用したものを新たに機種変更する

理由といたしましては、現行のパソコンのスペックでは、メモリが4GBしかないために、Windows 1Oへの対応ができないことと、それからWindows 7へのサポートが2O2O年1月に切れるため、そのために買いかえが必要になったものでございます。

以上については全て、先程申し上げましたけれども、港区学校情報化アクションプランの第5章、 港区学校情報化アクションプランの推進・整備に当たっての留意事項に向けての施策に基づき、実 施をするものでございます。

今回の契約方法についてでございますけれども、本件は制限つき一般競争入札で行っております。 5月21日に開札され、仮契約業者は決定しております。仮契約業者は、港区白金にございます株式会社ニシダで、落札金額は消費税込みで1億195万164円でございます。この業者と仮契約締結後、6月開会の第2回定例会で議決を経て、本契約を締結する予定でございます。

なお、港区が物を購入するに当たっては、購入額2,000万以上については議会の承認が必要 となり、今回議会に提案するものでございます。

契約締結後のスケジュールでございますが、8月31日までに納品を予定しております。その後、各幼稚園、小・中学校へのそれぞれ納品後、各種設定を9月までに行い、2学期からの使用を予定しております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

確認ですが、説明では、現在あるものについてメンテナンス等を含めて対応できないということですよね。そうすると「納入場所一覧及び数量等」の表にあるとおり、メンテナンス等の対応ができるものもあるということでいいですね。全部変更するということではないですよね。

- **○学校教育部長** おっしゃるとおりです。全部購入する、買いかえるということではなくて、メモリ等がWindows10に対応できる物については、そのまま使うということでございます。
- **〇教育長** いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について

- **〇教育長** 次に「港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について」説明をお願いいたします。
- **〇学校教育部長** それでは、タブレットの資料4をご覧ください。港区いじめ問題対策連絡協議会の報告でございます。あわせて、机上にA3の1枚物の資料をお配りさせていただきました。

まず最初に、いじめ問題に関する区としての会議体について、全体図をご説明させていただきたいと思います。このA3資料をご覧いただきたいと思います。

上段にアルファベットABD、下段の方にCという記載がございますので、アルファベットで読ませていただきます。左のAというのが今回報告する「港区いじめ問題対策連絡協議会」でございます。構成員としては、区長がトップとする会議体でございまして、年1回開催をしております。本件についても、5月に開催したものを報告するものでございます。

続いて、右側のB、「港区教育委員会いじめ問題対策会議」。これについては、青木教育長が座長として、年3回会議を開くものでございます。この会議体の下に、C「いじめ問題調査委員会」というのがございますけれども、これは具体的ないじめが発生した場合に、こうした関係者を集めて調査委員会を開くというような会議体でございます。

また、Dの「いじめ問題調査委員会」については、これはAの部会の下に位置するもので、また 第三者の方々の専門委員の方に、いじめや重大問題が発生した場合に、調査委員会を立ち上げると いうような構成になってございます。

全体像としては以上でございます。

それでは、最初の資料にお戻りください。

令和元年5月17日、金曜日に港区芝公園区民協働スペースにおいて、実施をいたしました。出 席者は1枚目、項番3の一覧のとおり、区長を座長とする会議体でございます。

続いて2ページの項番4、「議事」をご覧いただきたいと思います。議事は(8)までございますけれども、本日は時間の関係がございますので、三つご説明をさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、初めに項番4の(4)いじめの現状についてご説明をいたします。資料は、中程の4をご覧いただきたいと思います。それぞれ表になってございます。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に基づいて、平成30年度のいじめの認知件数について暫定的に入れております。小学校の太枠の下段、港区全体として30年度は42件。 右側の中学校の太枠の下段が21件でございます。

年度ごとに数字を入れてございますが、全国的な数字もご覧いただくと分かるのですけれども、例えば平成24年度とか、平成28年度、29年度、それぞれ数値が急に増加しているように見受けられますけれども、基本的には統計上の基準が変わったという、いじめの認知に通じる基準が変わったということで、急激にいじめが増えたとかいう実態はないと確認してございますが、当然……。

〇教育長 説明中で申し訳ないですが、これは既に教育委員会に報告しているので、前のところはいいです。この場で色々出た内容について説明してくれますか。

〇学校教育部長 よろしいですか。承知しました。続いて説明させていただきます。

続いて、その資料の2面をご覧ください。傾向のところですけれども、昨年度に認知したいじめのうち、ネット関連のいたずらが中学校において3件、それから3件のうち2件はコミュニケーションアプリLINEへの悪口の書き込み、1件は動画共有アプリへ悪口を流してしまうという案件でございました。

続いて、本編の資料に戻っていただき、2ページの項番4の(5)をご覧ください。

学校における取り組みについては、SOSの出し方教育や、いじめを初めとする学校の対応について、区立学校の2人の先生にお話をいただきました。内容については記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

続きまして3ページ、項番4の(8)の「港区のいじめ防止基本方針の具体的な取組について」

ですけれども、資料8と8-2をご覧いただければと思います。

資料8の港区いじめ防止基本方針が昨年度改定したことを受けて、重大事態が発生した際に、どのような流れで対応していくかを視覚的に整理したフロー図が、資料の8-2になります。先程、ご説明しました机上配布の資料とある意味重なる部分もございますけれども、いじめの重大事態の発生ということに特化してこの図をつくったものでございます。

最後に項番5「意見交換」についてでございます。関係機関の皆様から、それぞれの所管においてできることや課題に感じていることなどをお話しいただきまして、5名の方から貴重なご意見を伺うことができました。内容については要旨ですけれども、記載のとおりでございます。

なお、人権擁護委員の小林元子さんにおかれましては、机上に配布しております、添付もしておりますけれども、「SOSミニレター」。こちらの資料ですね。こちらの資料も当日お配りいただきまして、児童生徒が困ったこと、悩んだことについて、ポストに投函することで相談することができるというような内容の説明がございました。

この後は、教育長を会長とする会議体である港区教育委員会いじめ問題対策会議が7月、それから11月、2月に年3回開かれます。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて情報共有等をしながら、今後も対応してまいります。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。
- O田谷委員 Aの協議会にはPTAの参加枠があるのですが、Bの協議体、対策会議の方にはPT Aの枠がないのです。それは何か理由がありますか。
- ○学校教育部長 それぞれの会議体の構成員については、区の条例で規定をしてございます。その際に、そういったすみ分けといいますか役割分担ということで、協議会にはPTAの会長をそれぞれ担っていただくということで、Bの協議会の方には、そういったPTAの方は入れない、入らないというような仕切りをしております。
- **〇教育長** それでは説明になっていないので、それはなぜという点を説明して下さい。
- **〇学校教育部長** Aの会議は区長をトップとする会議ということで、なるべく広く色々な方に入っていただくということを前提として、当然、関係者であるPTAの方も含めた会議体にしてございます。Bの会議体は、より関係者といいますか、ある意味そういった絞った方たちの会議体とするというようなコンセプトの中で、そういった構成としたものでございます。
- **〇教育長** よろしいですか。
- **〇学校教育部長** なお、一応条例上は意見の聴取ということで、会長が必要と認めるときは委員以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聞くことができるということで、ある意味、必要に応じてそういった方々もお呼びできるといった制度にはなってございます。
- **〇田谷委員** やはりそのPTAの代表というのは、なかなか現場ではないと分かり得ないご意見を お持ちだと思うのですけれども、今ここの意見のところでも、綿谷さんが意見を出されているのが ピックアップされて出ていますけれども、そういうような意味でも、できるだけ呼んでいただける

のであれば、PTAを呼んでいただいて、そういった意味の参考意見を伺いたい。特にこの場合の PTAは、それぞれの小学校なり中学校なりの連合会の会長ということですので、そこで総体した 全体の意見が伺える確率が非常に高いと思いますので、ぜひ、できればそういう機会を増やしてい ただきたいと思います。

- **〇学校教育部長** 田谷委員のご指摘を踏まえまして、今後参考にさせていただきたいと思います。 ありがとうございます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。

直接ではないのですが、このDの方の説明がないので、CとDの関係はどうなのか説明してもらえますか。

- **〇学校教育部長** 基本的には、いじめが発生した場合には、このCの会議体で、調査委員会で調査をするというのが、まず第一次的には、ここで対応することになります。さらに、重大事態、または保護者が納得しないということがあれば、このDの会議体。ある意味、中立な第三者的な方々にお集まりいただいて、調査をするということになります。当然、こちらは教育委員会部局ではなくて区長部局の方で立ち上げる委員会でございます。
- **〇教育長** それは、法に基づいて設置されているので、法律には、こういう場合に、こういう目的、 こういう役割で設置しなければならないというのがあるのではないですか。

実務的には今、部長が言ったようなことになるのだと思いますが。

- **〇学校教育部長** 教育長がおっしゃるように、Dの下のところに書いてございますけれども、そういった、いじめ防止対策推進法30条第2項に該当した場合には、この調査委員会を立ち上げるということです。もちろん条例に、規定にのっとって立ち上げる会議体でございます。
- ○教育長 第30条第2項は、どういう内容ですか。
- **〇学校教育部長** 済みません、失礼しました。第2項の規定では、第1項とあるのですけれども、「前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる」という規定でございます。
- **〇教育長** 第28条第1項の、委員会に対してそういう関係にあるというのは、今言ってくれたところですね。分かりました。

それから、2ページ目の一番上に三田警察署長と生活安全課長、ここだけ2人出席しているのですが、これは正しいのでしょうか。ほかのところはみんな署長代理で生活安全課長が出席していますが。

- **〇学校教育部長** 警察署の方から、2人出席したいというふうな申し出がございまして、出席いただいたということでございます。
- **〇教育長** メンバーではないのですね。
- ○学校教育部長 そうですね。

- **〇教育長** ほかのところは署長代理だからメンバーですね。だから、森下課長は、会議体の本来のメンバーではないのですね。
- **〇学校教育部長** おっしゃるとおりです。メンバーではございません。
- **〇教育長** また、書き方ですが、欄外に「三田警察署生活安全課長出席」の方がいいのではないですか。
- **〇学校教育部長** ご指摘を踏まえまして、記載方法について検討をさせていただきます。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **〇山内委員** 資料の分かりにくさのところで質問です。資料8、せっかく今日、ABCDの資料を用意していただいて、それと結局は資料8-2にある重大事態発生時の対応の、これがどうちゃんとつながっているように分かりやすく見せるかということが、ここで説明するときにも、あるいは保護者の方々に安心していただくためにも大切だと思いますが、資料8-2で言うと、重大事態が発生した場合の流れの、ちょうど一番右のところに教育委員会いじめ問題調査委員会という記述があり、ここで最初に調査して、さらにずっと下におりていって、必要に応じて、港区いじめ問題調査委員会を設置し、ということでここにCとDが入るのだなということは一つ分かります。

先程、CというのがBの下にぶら下がるというお話があったのですが、もしそうだとすると、まずちょうど右の列の最初に、重大事態が発生した場合に、いじめ問題調査委員会が調査組織を起こすというところの判断、例えば調査主体の決定とか判断というのはどこがするのですか。

つまり、ここには青地の中に白抜きで「港区教育委員会」となっていますけれども、これは実際の組織としては、港区教育委員会いじめ問題対策会議が判断をするという意味なのか、それとも別に判断をするということなのか。ちょっとこれだけだと分からない。先程、下にぶら下がっているというお話もあったので、ちょっと余計にBがこの絵のどこに入るのかが分からないので、伺いたいと思いました。

○学校教育部長 資料が分かりづらくて申し訳ございません。山内委員がおっしゃったように、Cについては、Bの方の対策会議の中で場合によっては委員会を設置するという判断もあろうかと思いますけれども、いじめが発生した場合には速やかに調査委員会を発足するという考え方もありますので、協議会の判断として、そこを通さずにCを立ち上げるという、それもございます。同様にDについても、Aの区長をトップとする会議体の中で決めるということもありますし、そこを待てないということであれば、区長部局が速やかにこのDの調査委員会を立ち上げるという委員会でございます。

○教育長 8-2の「教育委員会または第三者組織が主体の場合」と、その下の「港区教育委員会 いじめ問題調査委員会または、第三者による調査組織」とありますが、この「第三者組織」とか「第 三者による調査組織」というのは何ですか。

○学校教育部長 第三者組織の意味が分かりづらくて恐縮です。基本的にはAの部会を第三者組織 と考えてございますし、また別の第三者による組織をつくるということもあると聞いておりますけ れども、いずれにしてもちょっと分かりづらいので、ここについては整理をさせていただきたいと 思います。

- ○教育長 それではAが第三者組織の一つになってしまうのですか。
- **○学校教育部長** 済みません、訂正させていただきます。失礼しました、Dの組織です。Dの組織が第三者による組織になります。Dのメンバーは、基本的にAの委員会には入っておりませんので、そういう意味で第三者による調査というような記載をしたものでございますけれども、ちょっと分かりづらいので、その表現については修正をさせていただきます。
- ○教育長 第三者組織は、港区いじめ問題調査委員会ということでいいですね。
- **〇学校教育部長** おっしゃるとおりです。
- **〇山内委員** 今の点について重ねて質問です。この流れを見ると、まず、このいじめ問題調査委員会のように第三者による調査組織を立ち上げて調査をして、その結果を被害者や保護者に提供してという流れにもっていって、それでも解決しそうもない、何か難しいときの最後のもう一回やり直すための組織としてDを用意していると思います。そうすると最初の段階でDを使った場合、その後さらに紛糾したときの対応ができなくなると思うのですけれども、それでもいいのでしょうか。
- **○学校教育部長** 今、山内委員がおっしゃったように、基本的にはCの委員会を立ち上げて、その後Dという流れはございますけれども、保護者が希望として「Cを飛ばしてDを立ち上げてほしい」とか、そういった事情があった場合については、Dを先にやるということもございます。結論的には、そういう形で納得しないということもあろうかと思いますけれども、それはもう状況によってやむを得ないと判断しております。
- **〇教育長** よろしいですか。
- **〇山内委員** 分かったような、分からないような。例えば保護者がCを拒んでDを希望するというのは、どういう状況なのだろうかというのが、よく分からないのですけれども。
- **〇学校教育部長** 結局、こじれた場合は、保護者が学校とか教育委員会にある意味不信感を持って、 そういった会議体で調査をしてほしくないという要望が中にはございます。レアケースですけれど も。そういった場合に調査委員会を立ち上げても、それには当然納得しない訳でございますから、 そういった場合には区長部局の第三者の委員会を立ち上げて審議をするという流れになってござい ます。
- **〇教育長** そうすると、この記載は変ですよね。必要に応じて、港区いじめ問題調査委員会を設置 し、再調査を実施すると書いてあります。いきなり調査をするのではなくて、再調査なのではない えすか。ということは、やはりCを踏むのではないですか。
- **〇学校教育部長** 確かに我々としては、基本的には順番としてはCを踏んでDという流れを考えてございます。それは原則でございますけれども、先程もご説明しましたように、保護者がそういった流れを例えば拒否をするという方も中にはいらっしゃると思いますので、そういう場合には例外的ですけれども、Dを先に立ち上げるということも現実的にはあるということでございます。
- **〇教育長** そうすると、この矢印は変ですね。
- **〇学校教育部長** ご指摘を踏まえまして、ちょっと分かりやすい表記にしたいと思います。

- **〇教育長** 分かりやすいというか、正しくしてください。
- ○学校教育部長 そうですね。
- **〇教育長** お願いします。
- ○学校教育部長 正しい表記に直したいと思います。
- **〇教育長** よろしいですか。
- ○中村委員 今のところなのですけれども、CからDというのが原則としての流れだというのは、 法律がそういう構造になっているので、やむを得ないとは思うのですけれども。むしろCをせずに Dに行くという場合は今、保護者の要求と言われましたけれども、私なんかから考えると緊急性を 要するような案件の場合ではないかと私は思うのですけれども。そういう場合というのは想定して いないのですか。保護者が「この委員会は信頼できないから、この委員会で見てくれ」というのは、 それはあると思います。確かに、Cの委員会のメンバーを見ると、学校に関係されている方もいる ので、結局内部調査ではないかと。だから、客観的な判断はできないはずだと。だからちゃんとし た客観的な委員会でやってくれとなって、学校に全く関係のない方々で組織する委員会はDの方で しょうから、Dの方でやるというのはあるとは思うのですけれども。

ただ、むしろどちらかというと、これは緊急性があると、子どもが自殺するかもしれないと。こういうようなときなどは、もうC行ってDなんて言っている場合はないですよね。そんな暇はないですから、至急調査をして、ちゃんとした結果を出し、それに基づいて区や教育委員会が判断をしなくてはいけないということになると思うので、そういう場合の方が、私はむしろ多いのではないのかなという感じが私の目からすると思うのですけれども、その点はどうなのですか。

〇学校教育部長 先程、私の方で、保護者がD部会を希望した場合と申し上げましたけれども、中村委員がおっしゃったように、そういった重大事態で緊急性を要する場合には、区長の判断としてDを立ち上げるということも可能です。

ただ、区としては、まだ事例がございませんので、そこはどっちが多いとか判断はできかねますけれども、おっしゃるとおり、それは両方とも判断としては可能でございます。

- **〇中村委員** それは区長の判断として、Cを飛ばしてDの委員会を立ち上げることができるシステムになっているということですね。
- **〇学校教育部長** おっしゃるとおりでございます。
- 〇中村委員 分かりました。
- **〇教育長** そうすると、それはこの中に全然出てこないですね。
- **〇学校教育部長** その部分の記載が漏れておりますので、そちらも修正をさせていただきます。
- **〇中村委員** 済みません、しつこくて。俗に言う「第三者委員会で調査をする」とよく言うではないですか、新聞報道なんかでも。あれは、このDの委員会のことを指しているということで理解はよろしいのでしょうか。
- **○学校教育部長** 基本的には第三者委員会というのは、このCとDを指しますので。
- **〇中村委員** Cも入るのですか。

〇学校教育部長 Cもございます。ですので、それはちょっと内容をよく見てみないとCかDどちらかは、ちょっと判断はつきかねますけれども。

以上でございます。

- **〇教育長** それは違うのではないですか。「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」は、Cですよね。
- **〇中村委員** そうです。そういうことだと文言がちょっと違う。この第三者というのは。Dになるのかな。
- **〇学校教育部長** ご指摘を踏まえまして、確かにその記載の方がちょっと不足しておりますので、 修正をさせていただきます。
- **〇教育長** そうすると先程の第三者組織は何ですか。との質問に説明があったのですが、それでいいのですか。
- **〇学校教育部長** そこを含めて、分かりづらいので、整理をさせていただきたいです。
- **〇教育長** 先程「いじめ問題調査委員会です」と発言していましたよね。今のやりとりが全部おか しくなってしまいますよ。
- **○学校教育部長** 済みません、たびたび。基本的に広義、広い意味では、第三者委員会というのは C及びDを指します。私どもとしては、ここの資料8-2で書いたものは、ある意味ちょっと言い 訳になってしまいますが、狭義、狭い意味での第三者委員会。区長部局の方の会議体のDを想定したもので、その辺が分かりづらい資料になっておりますので、そこはきっちり整理をさせていただきたいと思います。
- **〇教育長** いずれにしても正確に書いてください。よろしいですか。
- **〇中村委員** すみません、もう一回いいですか。 Dの委員会のこのメンバー、学識経験者、法律、 心理、福祉、医学。 これはもう全く港区には関係がない方々から選ばれるということでいいのです よね。 いわゆる外部の有識者という意味ですね。
- **〇学校教育部長** 港区の教育委員会とはかかわりのないということでは第三者という位置づけになります。
- **〇中村委員** 教育委員会とは関係ない。
- ○学校教育部長 関係ない、そういう意味での第三者でございます。
- **〇教育長** よろしいですか。
- **〇山内委員** そうすると、私は聞いていてCの位置づけが非常に分からなくなりました。Bの会議体の中に入っているCの方たちというのは、Bの会議の中に第三者の客観的な目を入れるために、第三者であるこの学識経験者から医学、心理、福祉、法律の専門家を入れているという理解だと思っていたのですが、これは第三者ではない。港区と関係があるということになると、この人たちというのは、どういう人たちなのでしょう。
- **○学校教育部長** ここのCの第三者という意味は、ある意味、港区教育委員会と直接の関係のない 第三者という意味でのCの部会でございます。したがいまして、このBの方の学識経験者等が重な

る部分も中にはございます。

失礼しました、Bの赤枠でかかった部分が、そのままCの方に来ておりますけれども、それが重なるということです。同じ方々だということです。

〇山内委員 だから、結局、第三者なのだけれども、港区のいじめ問題の対策会議の構成メンバーでもあって、港区のいじめ対策に日常かかわっているという意味で、港区から全く離れた第三者ではないという意味で、第三者ではないということをおっしゃっている。そういう理解でいいですか。

〇学校教育部長 説明がちょっと不足して申し訳ございません。おっしゃるとおりでございます。

〇山内委員 いずれにしても、何か重大事態が起こったときに、結局学校の先生たちも、それから 事務局も、それから保護者にしても、この絵を見てすぐにどういう流れになるのか、それぞれの委 員会がどういう位置づけなのかと分からないと、そこで、緊急の対応というのは判断を誤る、分か りにくくしてしまう。そういう意味では、こういう絵をつくった以上は、より厳密に分かりやすく しておかないといけないのではないかなと思います。ぜひ、より分かりやすいものをつくってくだ さい。

〇学校教育部長 ご指摘を踏まえまして、分かりやすい資料に修正をしたいと思います。ありがと うございます。

〇教育長 よろしいでしょうか。

○中村委員 済みません、先程私が質問したのは、今の説明を聞いていたら、おそらくDの委員会が俗に言う第三者委員会なのだと思います、おそらく。これは、法律がこういう格付になってしまっているので、こんなふうになっているのだと思いますけれども、私がさっきから何度も言っているように、やはりいじめ問題についてはスピーディーさが一番大事ですので、この法律の原則になっているC、Dというこの委員会の立ち上げというのは非常に時間がかかります。特にDは、誰を選ぶかというところから始めなくてはいけない訳です。Cはもともと委員が決まっていますから、すぐ立ち上げることが可能ですし、調査もすぐ開始できるのですけれども、Dをやろうとなると、これはまず誰を選ぶかということで、第三者は誰を選ぶかという話になるので、すごく時間がかかります。通常。どこの、この学校の問題ではなく、通常の企業不祥事などでもそうなのですけれども、誰を選ぼうかという話になってから、私の経験でも大体3カ月、最低でも。長ければ6カ月かかります。結果が出るまで。

そういうようなところなので、本当に大事な案件の場合には、もうCをすっ飛ばしてDに行くというようなことも当然必要になるでしょうし、事案が大きければ大きい程そうだと思いますので、ここの運用というのは、すごく慎重にしてほしいなと思います。

要望になってしまいましたけれども。

〇教育長 よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

〇教育長 本日、予定している案件、報告事項は以上です。委員または説明員からその他何かあり

ますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会6月25日火曜日午前10時から開催の予定です。よろしくお願いします。お疲れ さまでした。

(午前11時21分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 中村 博